

## 指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：北谷地区棚田地域振興協議会

- 1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）  
旧北谷村地域の棚田  
範囲については、別添1のとおり。
- 2 指定棚田地域振興活動の目標
  - (1) 棚田等の保全
    - ・ 荒廃農地の発生防止
      - ・ 令和6年度まで旧北谷村地域の棚田における荒廃農地ゼロの現状を維持する。
  - (2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮
    - ・ 農産物の供給の促進
      - ・ 令和6年度までに棚田米の販売量を0 kgから360 kg以上に増加させる。
  - (3) 棚田を核とした棚田地域の振興
    - ・ 棚田における非農業者の農業体験を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興
      - ・ 令和6年度までに棚田オーナーを0組から5組以上に増加させる。
- 3 計画期間  
認定の月～令和7年3月
- 4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項
  - (1) 指定棚田地域振興活動の内容  
以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施することとする。
    - ① 棚田等の保全
      - ・ 荒廃農地の発生防止
        - ・ 明晶保全会が中心となって棚田の法面や水路の維持等、生産基盤の維持を図りながら、旧北谷村地域の棚田の荒廃農地の発生を防止する。
    - ② 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮
      - ・ 農産物の供給の促進
        - ・ 棚田米のブランド化を図るとともに、棚田米の販路を拡大する。
    - ③ 棚田を核とした棚田地域の振興
      - ・ 棚田における非農業者の農業体験を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興
        - ・ 棚田オーナー制度の検討・実施をすることで、棚田オーナーを確保し、関係人口の創出を図る。
  - (2) 指定棚田地域振興活動の実施主体  
上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の指定棚田地域振興協議会に参加する明晶保全会である。また、同協議会の参加者ではない棚田オーナーは、棚田保全の活動を実施することとする。
- 5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名  
北谷地区棚田地域振興協議会は見附市、明晶保全会、明晶町町内会、(一社)農村振興センター  
みつけ、地域おこし協力隊員、(一社)見附市観光物産協会で構成。